



埼玉県報

第 2838 号
平成 28 年(2016 年)
10 月 4 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（川越比企地域振興センター東松山事務所）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 豊里東部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 見沼代用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 箕和田用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域の変更（都市計画課）
- ヘリコプターテレビシステムの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道川越坂戸毛呂山線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道川越坂戸毛呂山線の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 平成 28 年 7 月 10 日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第 6 区 富士見市）における選挙運動に関する収支報告書要旨の公表（選挙管理委員会）

雑報

- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

告 示

埼玉県告示第千三百三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人にやいるどはーと
- 三 代表者の氏名
東江 ルミ子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県朝霞市本町二丁目十一番十六号 保全社あさかビル一F
- 五 定款に記載された目的
この法人は、動物愛護の精神に基づき、飼い主のいない猫を保護して、管理・飼養し、愛情と責任をもって飼育を希望する里親を探す活動を中心に、加えて、地域猫活動を行うことにより、人と猫が共生できるまちづくりの推進及び環境の保全を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ねこひげハウス
- 三 代表者の氏名
石川 砂美子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県八潮市大字伊勢野二百八十八番地六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対して、動物愛護の精神に基づき人と動物が適正に共生できる各種事業を行い、地域の生活環境改善に努める事で命に優しい環境社会作りに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人インスピリット
- 三 代表者の氏名
石井 圭太
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県三郷市戸ヶ崎四丁目百十二番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、各種関係機関、地域住民との連携を図りながら、障害者及び地域住民に対して、就労及び社会参画推進に関する事業を行い、地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フードバンク埼玉中央

三 代表者の氏名

小山内 大

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目十五番六号

五 定款に記載された目的

本法人は農家・農協から余剰に生産された農産物や、食品メーカーから印字ミスや発注ミスなどにより廃棄される食品、スーパーやコンビニなどから、まだ食べられるのに廃棄される食品等を寄付として受け取り、児童養護施設・障害者通所施設・生活困窮者支援施設・路上生活者・老人施設・外国人支援施設等、社会的支援を必要としている施設・団体及び個人に寄付することを目的とし、無駄に廃棄される食品の有効活用による削減と廃棄処分の費用削減等に寄与する。また緊急時及び災害時などを始め、必要に応じて衣類・生活必需品・衣料品等の寄付を行うことを目的とする。

本法人の活動は貧困や孤立など、社会的な不平等に直面している人達を一人でも多く救済し、誰もが健康で希望の持てる将来を描くことができる地域社会の実現に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あまやどり
- 三 代表者の氏名
李 相勳
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県日高市大字栗坪百七十四番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、軽度な精神障害者や、社会と関わることに困難を抱えた人たちに
対し隣人愛の精神から自立支援活動を行い、地域の福祉に寄与することを目的と
する。

告 示

埼玉県告示第千三百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人本陣会

三 代表者の氏名

島村 良孝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県幸手市緑台一丁目四十八番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者などと地域住民が共に安心、安全で豊かに暮らしながら生産技能や生活知識の習得と地域社会で就業できる様努力し、生涯学習の喜びを感じながら地域を活性化するとともに地域の文化や伝統を継承できるような地域社会を創造する活動を行い、地域経済の活性化、情報化社会の中で科学技術の振興、国際親善や平和を推進し、福祉、教育、文化の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年九月二十九日認可した。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

豊里東部土地改良区

二 事務所所在地

深谷市

告 示

埼玉県告示第千三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年九月二十八日認可した。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

見沼代用水土地改良区

二 事務所所在地

久喜市

告 示

埼玉県告示第千三百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年九月三十日認可した。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

箕和田用水土地改良区

二 事務所所在地

毛呂山町

告 示

埼玉県告示第千三百十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一五―一二―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字北永井字西詰三百八十六番二 外十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二百二十九・六二立方メートル

浸透効果量 〇・〇一三立方メートル毎秒

告示

埼玉県告示第千三百十三号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）第六条第四項の規定により、予定建築物の用途を限り指定した土地の区域を変更したので、次のとおり告示する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する建築安全センター及び当該市町村の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上田清司

一 変更した予定建築物の用途を限り指定した土地の区域

市町村	土地の区域	予定建築物の用途
越生町	大字西和田の一部、大字大谷の一部	商業施設、流通業務・工業施設

二 変更年月日

平成二十八年九月二十七日

告 示

埼玉県告示第千三百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ヘリコプターテレビシステムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年3月1日（水）から平成36年2月29日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部警備部危機管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月14日（月）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月11日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月14日（月）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成28年11月14日（月）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年11月1日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年10月5日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
System for Helicopter Television.
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.
November 14, 2016 By mail;5:00 p.m. November 11, 2016 In person;10:30
a.m. November 14, 2016
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田五 ○番七地先から同市大字五味ヶ谷字 広田五○番八地先まで		区 間
九・三五〇 一五・三一	九・三五〇 一五・三一	敷地の幅員 (メートル)
一七・二五		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

<p>県道川越坂戸毛呂山線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田五〇番 七地先から同市大字五味ヶ谷字広田五 〇番八地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年十月四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年十月四日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第七号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。 延長一七・二五メー トル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年九月八日

指令越建セ第二七〇〇二四一号

二 検査済証番号

平成二十八年九月二十七日

越建セ第二一八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東七百六十番四、七百六十一番二、七百六十二番三、七百六十二番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町川端二丁目八番十五号

中根 隆也

告 示

埼玉県選管告示第六十六号

平成二十八年七月十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第六区 富士見市）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年十月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成28年7月10日執行 埼玉県議会議員補欠選挙（西第6区 富士見市）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

11,507,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	金子勝	所属党派	無所属	期間	6月15日から
出納責任者氏名	伊勢田幸正				第1回分

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
金子公代	主婦	90,000 円
金子しげ子	主婦	90,000 円
宇美洋一郎	無職	90,000 円

支出

人件費	360,000 円
家屋費	90,000 円
選挙事務所費	90,000 円
集合会場費	0 円
通信費	0 円
交通費	0 円
印刷費	417,415 円
広告費	212,080 円
文具費	0 円
食糧費	135,541 円
休泊費	0 円
雑費	0 円

その他の収入	547,881 円
今回計	817,881 円
総計	817,881 円

今回計	1,215,036 円
総計	1,215,036 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	397,155 円
	計	397,155 円

報告書受理年月日	平成28年7月25日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	吉野欽三	所属党派	無所属	期間	6月10日から
出納責任者氏名	吉野茂				第1回分
					7月20日まで

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
高橋英雄	農業	30,000 円
正木賢一	司法書士	30,000 円
加治立己	農業	20,000 円
吉野智幸	農業	40,000 円
吉野茂	農業	20,000 円
古寺貞之	会社役員	30,000 円
荒野卓	農業	20,000 円
谷澤薫	会社役員	20,000 円
抜井秀範	会社役員	30,000 円
岡田達雄	農業	30,000 円
神山さいち後援会		50,000 円
東入間医師連盟		30,000 円
古寺五一	農業	1,000,000 円
谷澤良一	農業	50,000 円
水野晃	歯科医	30,000 円
新井利治	農業	90,000 円
吉野茂夫	無職	90,000 円
新井規泰	農業	20,000 円
嶋田繁明	農業	20,000 円
新井真由美	主婦	20,000 円
新井文恵	主婦	20,000 円
吉野雅美	主婦	20,000 円

その他の寄附	127件	1,220,000 円
その他の収入		300,000 円
今回計		3,230,000 円
総計		3,230,000 円

支出

人件費	705,000 円
家屋費	534,342 円
選挙事務所費	534,342 円
集合会場費	0 円
通信費	5,666 円
交通費	0 円
印刷費	395,280 円
広告費	435,127 円
文具費	13,456 円
食糧費	173,209 円
休泊費	0 円
雑費	176,015 円

今回計	2,438,095 円
総計	2,438,095 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	395,280 円
	計	395,280 円

報告書受理年月日	平成28年7月25日	第1回報告分
----------	------------	--------

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十八年十月四日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成28年7月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検 査 の 結 果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
たい肥	富士通株式会社	のびのびグリーンくまが や	1.76	0.59	0.27	1	19	0.4	19.3	14.1		

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。